

答 申 第 1 号

令和元年6月7日

芦屋市教育委員会 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島 田 茂

学校と警察との相互連携に係る体制の整備に伴う

個人情報の取扱いについて(答申)

平成31年2月26日付け芦教学第6685号による下記の諮問について、以下のよう  
に答申します。

## 記

### 第1 諮問内容

平成27年2月に発生した神奈川県川崎市の中学1年生殺人事件を受けて、同年3月に文部科学省通知「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全確保に向けた取組について」が出され、その中で学校は、警察と連携し、非行防止や犯罪被害防止等に関する情報を積極的に交換するなど、協働した取組みの促進が求められている。

本市においても、児童生徒の非行防止や犯罪被害防止等に向け、芦屋市教育委員会及び芦屋市内の学校と兵庫県警察本部との相互連携に係る体制の整備を進めているが、学校と警察との情報連携が、児童生徒の個人情報の本人以外からの収集及び外部提供に該当するため、芦屋市個人情報保護条例第7条第2項第6号及び第14条第2項第6号により審査会に諮問されたものである。

### 第2 審査会における審議及び結論

#### 1 実施機関からの説明

審査会は、学校と警察との相互連携に係る体制の整備に関して実施機関である教育委員会学校教育部学校教育課から説明を受け、以下の事項を確認した。

- (1) 芦屋市教育委員会と兵庫県警察本部が相互に児童生徒の非行、問題行動に関する情報の提供を行い、緊密に連携して児童生徒の指導支援を行うことにより、児童生徒の安全確保及び健全育成に資することを目的として(2)から(5)までに記載の内容で協定を締結する。
- (2) 情報を提供する事案は以下のとおりである。
- ① 教育委員会及び学校から警察へ情報提供する事案
- ア 犯罪若しくは触法事案，又はそのおそれがある事案
  - イ 学校内外において，粗暴行為等を行う非行集団の構成員である事案
  - ウ 対象となる児童生徒の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案
  - エ 対象となる児童生徒の影響が，学校内外を問わず周辺生徒に及ぶおそれがある事案
  - オ 複数の学校において，同一非行に関わる児童生徒がいる，又はそのおそれがある事案
  - カ その他児童生徒に係る事案で，警察との連携対応を要すると認められる事案
- ② 警察から学校へ情報提供する事案
- ア 逮捕した犯罪少年に係る事案
  - イ 児童相談所に送致し，又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事案
  - ウ 身柄を同行して，家庭裁判所に送致し，又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事案
  - エ その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって，次のいずれかに該当し，かつ，学校との連携による継続的な対応が必要であると認められるもの
    - (ア) 学校内外において，粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること
    - (イ) 非行や不良行為を繰り返し，保護者の正当な監護に服さないなどぐ犯性が強い者であること
    - (ウ) 周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること
    - (エ) 関係する児童生徒が複数であること
  - オ その他その内容に鑑み，児童生徒に対する指導を促進するため，連絡責任者が，特に学校連絡が必要であると認めるもの
- (3) 学校と警察が相互に提供する情報は以下のとおりである。
- ① 対象事案に関する児童生徒の氏名，生年月日，年齢，住所，学年，クラスに関する情報

- ② 対象事案の概要等
  - ③ その他児童生徒の安全確保及び健全育成に資するために必要な情報
- (4) 情報の取り扱いは以下のとおりである。
- ① 秘密の保持を徹底する。
  - ② 収集及び提供した文書（写しを含む）の保存期限は1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）とし、保存期限を過ぎた文書は確実に廃棄する。
  - ③ 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外の者に提供してはならない。
- (5) 対象校は、市内の市立小学校8校と市立中学校3校である。

## 2 審査会の審議

審査会において、委員が述べた意見は、次のとおりである。

- (1) 警察から学校への情報提供について
- ① 協定の目的、提供される事案及び情報が包括的であり、本来学校側には必要のない、児童生徒にとって不利益となる情報が提供されるおそれがある。
  - ② 問題を起こした児童生徒の情報は、協定が無くとも警察から学校に提供されており、協定は不要である。
- (2) 学校から警察への情報提供について
- ① 学校から警察へ提供される情報は、児童生徒のセンシティブな個人情報であり、これらは本来、個別具体的な案件ごとに、その利用及び提供の必要性及び相当性が審議されるべきであり、学校から警察へ個人情報が包括的に提供されることを規定した協定の締結は、適当ではない。
  - ② 児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関して情報連携するとされているが、情報提供する事案が包括的で整理されておらず、比例原則に反し目的と手段の均衡がとれないおそれがある。
  - ③ さらに児童生徒の安全確保及び健全育成という抽象的かつ包括的な目的のもとに児童生徒に関わる広範な個人情報が警察に提供されるおそれがある。
  - ④ 教育機関である学校が、治安維持機関である警察へ情報を提供することで、児童生徒と学校の信頼関係が破壊され、学校の教育的役割が後退するおそれがある。
- (3) 自己情報コントロール権の保護について
- ① 警察に提供された児童生徒の情報が犯罪捜査や保護処分決定及び実施に使われるおそれがある。
  - ② 警察及び学校間で提供される情報について本人通知、情報の開示及び訂正の機

会が確保されないおそれがある。

(4) 情報提供等の手続について

- ① 情報提供等が警察及び学校の連絡担当者等の判断に委ねられており、正確な判断がなされないおそれがある。
- ② 提供された情報の保存期間は、互いに1年としているが、その期間の妥当性が不明である。
- ③ 警察が情報を確実に削除したという確証を得ることが難しい。

3 審査会の結論

協定を締結する目的、協定に基づき情報の提供がなされる事案及びその情報の内容・範囲が抽象的かつ包括的であることから、本協定を締結することで、児童生徒のセンシティブな情報が、提供の必要性が十分に精査されることなく、警察に渡されるおそれがある。

生徒指導に関わって生じてくる課題への対処は、本来、教育委員会、学校等の教育関係機関が中心となって行うべきであり、学校から警察への協力依頼については、個別具体的な事案ごとに、その必要性が、学校教育機関の側において、検討されるべきである。そして、警察に提供されるべき児童生徒等の個人情報の内容・範囲も、その検討のなかで自ずと確定されていくものと考えられる。

また、児童虐待に該当するような、学校関係機関の判断だけでは対処が困難な事案については、本協定を締結し直接警察に情報提供をしなくとも、児童相談所等の他機関への通報制度を利用することによって対処することも可能であると考えられる。

以上のことから本審査会は、本件諮問における協定の締結は、不適當であると判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成31年2月26日	諮問書の受理
平成31年2月26日	実施機関の説明 第1回審議
平成31年4月10日	第2回審議
令和元年6月7日	第3回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学副学長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	